

NEVERLAND

Work & Enjoy in Japan



JCTn 日本語學校

◆技能実習生とは何ですか？

- 我が国で培われた技能・技術、または知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした政府推奨の制度です。技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技術・技能・知識を実地（OJT）での修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、法務省・外務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省の5省共管で設立された、財団法人国際研修協力機構（JITCO）の指導及び技能実習計画に基づいて行われます。日本の受入企業側にも、実習生の意欲的な姿勢が日本人社員に良い影響を与えることで社内が活性化したり、外国との接点が生まれることで企業の国際化といったメリットがあります。

◆ワーキングホリデービザとは何ですか？

- 2009年6月、日本交流協会と台北駐日経済文化代表処の協定により「ワーキング・ホリデー制度」が導入されました。この制度は、日本と台湾の青少年が、それぞれの文化及び一般的な生活様式を理解することを目的として、1年間の長期休暇を過ごすことに付随し、その間の滞在費・旅行資金を補うために必要な範囲での就労を認めています。

◆ワーキングホリデービザの特性

- 年齢の制限あり。18～30歳の若者が申請・取得可能。
- 期間は**1年間のみ**。**延長不可**。
- 毎年6月5,000人、12月5,000人。1年間**合計10,000人**。(台湾の場合)
- ビザの申請は本人が行います。申請の手続きは簡単です。
- **所得税は20.42%**を引く必要があります。
- 仕事は自由に転職可能、職種制限なし。**※水商売、風俗NG**
- その他雇用に関しては日本人同様、日本の**労働基準法に準じた扱い**となります。

技能実習生とワーキングホリデーの違い

	技能実習生	ワーキングホリデー
働ける期間	3年間※延長可能	1年間※延長不可
日本語能力	ある程度勉強した	人によってそれぞれ
社会保険加入について	加入必要	季節雇用によって、加入する必要がない場合もある。
給料	最低賃金	所得税20.42%引かれるため、やや高めの設定
毎日の労働時間	せめて8時間以上	自由度高い
組合/派遣会社への手数料	毎月3~5万円	相場450円/H
受け入れ人数	30以下企業で 3人（1年間）	制限なし
採用して日本に来るまでの時間	4~5ヶ月程度	即日から可能
日本に来る理由	出稼ぎが目的	観光、生活体験、 旅行資金を補うため

実際に料金はどのぐらいの差がありますか？

	技能実習生	ワーキングホリデー
時給	793円/H	900～1000円/H
社会保険	約20,000円/月	派遣会社負担
組合/派遣会社への手数料	3～5万円/月	相場450円/H
スタッフ希望する毎日労働時間	8時間以上	6～10時間
スタッフ希望する休日	週1日	週2日
寮	必要	必要
有給	付与義務あり	派遣会社負担
労災保険	加入必要	派遣会社負担
毎月の平均コスト	230,000円程度	240,000円程度

繁忙期は人が足りない！！閑散期は仕事を与えられない～
そんな悩みをお持ちの企業様に

ワーキングホリデービザを上手く活用した例

第13回アグリフードEXPO東京2018受賞 ひるがのラファノス様



生産作物は主に大根とトマトで、夏は繁忙期、冬は閑散期になります。
技能実習生は常に7~9人在籍しています。

ワーキングホリデーのスタッフを利用するきっかけは
4月に来日予定だった技能実習生の入国が遅れて、**5月中旬に大至急、弊社へ人材の相談を頂きました。**

その後、**7月にワーキングホリデーの人材が来日**、繁忙期を乗り越えました。
それ以来、毎年の繁忙期にワーキングホリデー人材のお手伝いをさせて頂いています。

◆台湾人人材についての対応

言葉

日本語学校を設立し、短期の日本語授業を行います。

仕事

台湾人の担当が面接して、台湾語で詳しく説明できます。仕事を始めてからのトラブルを最小限に押さえます。

生活 & トラブル

現場に日本語能力が高い正社員を常駐させて、速やかに対応できます。

◆ 来日の流れ

台湾で仕事を紹介し、面接します。



合格→説明会→来日準備



来日、ネバーランドの出迎えあり！



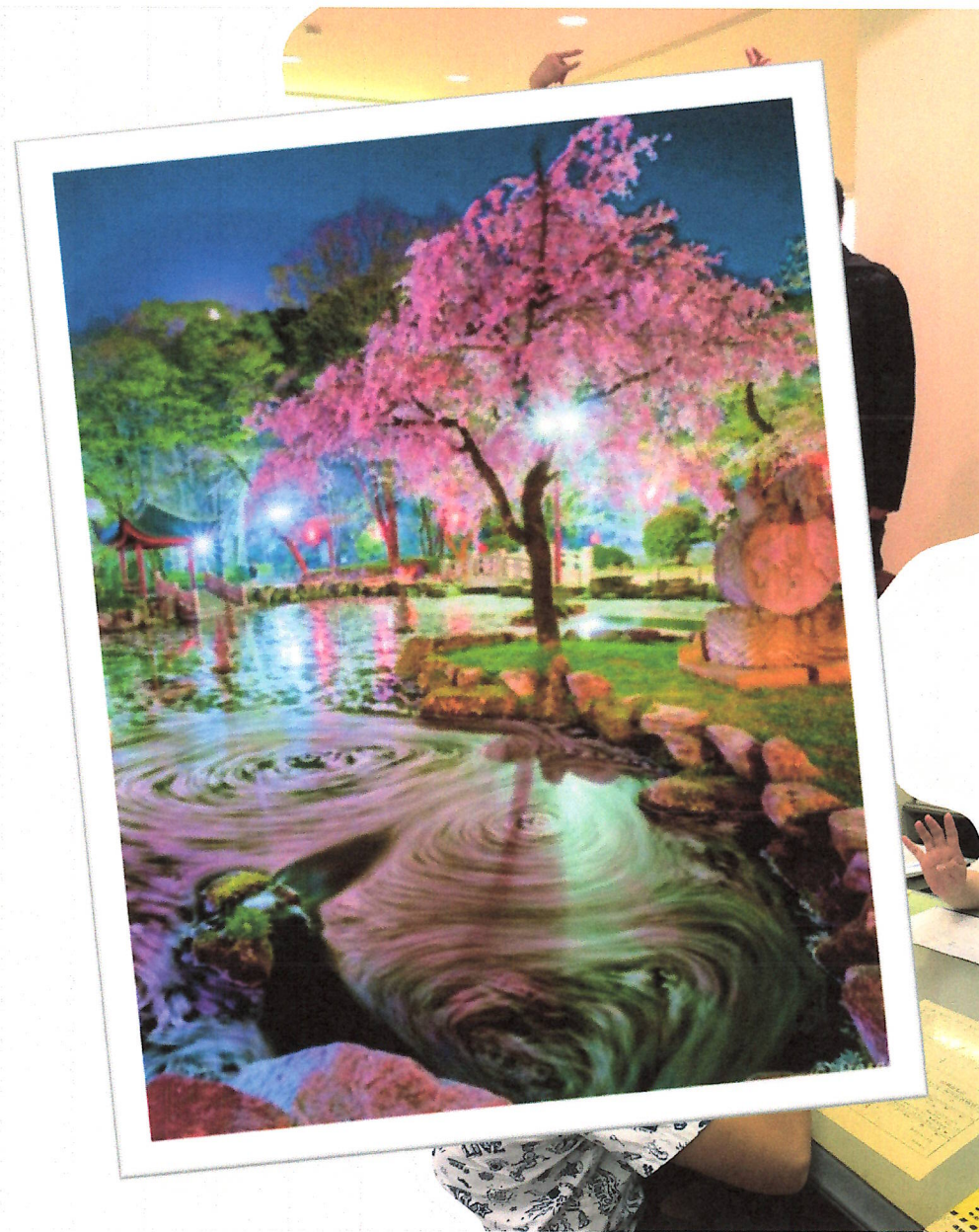
日本での手続き(転入、銀行)



一緒に勤務先への挨拶



日本での生活START！！
(勤務期間中もサポート充実)



ご清聴ありがとうございました。

